

勝連地域における特定用途制限地域指定(案)について

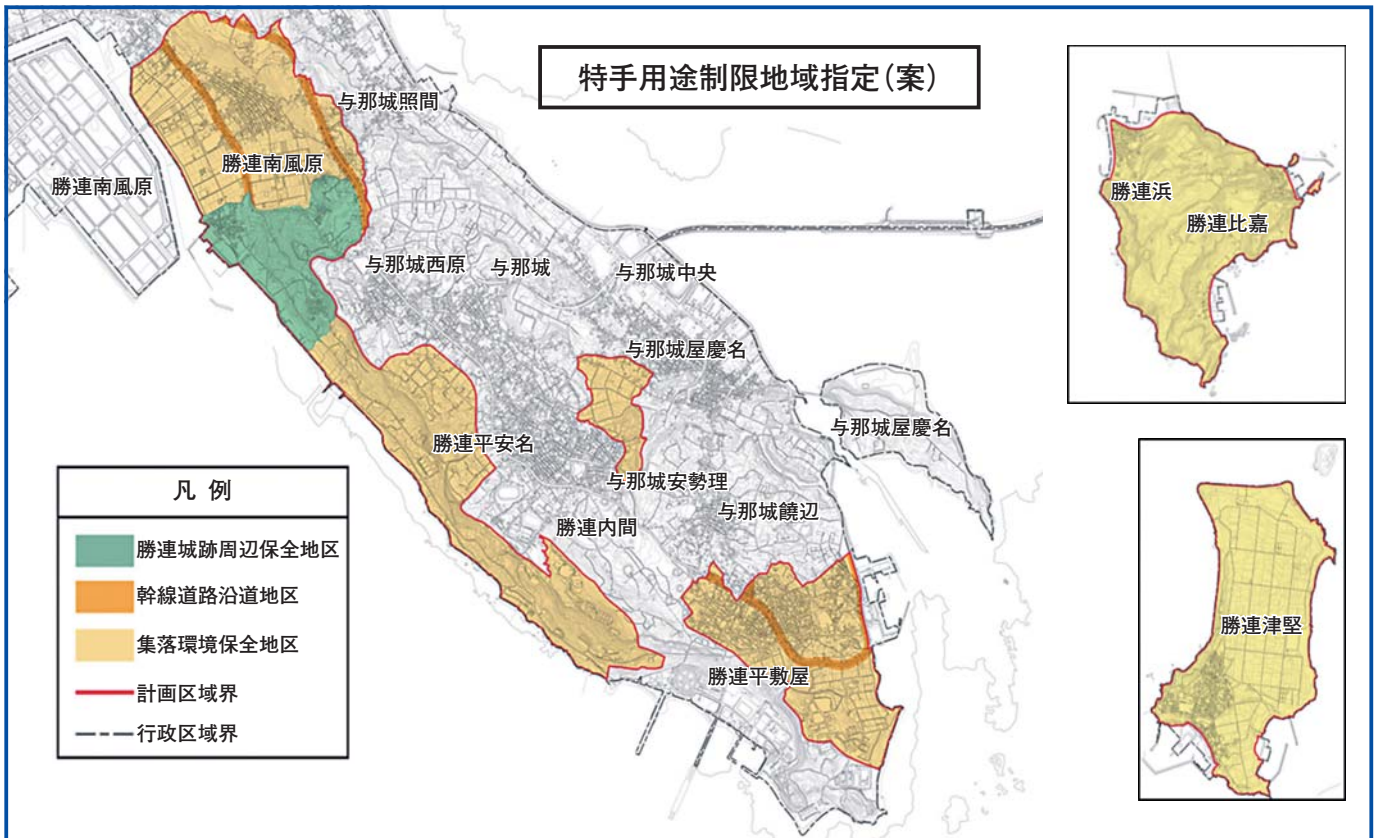
●都市計画法の規定に基づく用途地域が指定されていない勝連地域の“用途未指定地域”において、良好な環境に支障を与える(又は、与える恐れのある)建築物等の用途を制限する『特定用途制限地域』の指定を予定しています。

●制限の対象となる建物の用途は、次の表のとおりです。

○建てられる ×建てられない

建物の用途	幹線道路沿道地区	集落環境保全地区	勝連城跡周辺保全地区
●遊戯施設 ●風俗営業施設 ●一定規模以上の畜舎 ●環境悪化・危険性がやや多い工場 ●危険物貯蔵・処理量がやや多い施設 ●産業廃棄物処理施設等	×	×	×
●大規模店舗(延床面積3,000㎡を超え、10,000㎡以下) ●スポーツ遊戯施設(ゴルフ練習場等) ●環境悪化・危険性が少ない工場 ●危険物貯蔵・処理量が少ない施設	○	×	×
●中規模店舗(延床面積1,500㎡を超え、3,000㎡以下) ●倉庫業倉庫 ●自動車修理工場 ●延床面積15㎡以上の畜舎 ●環境悪化・危険性が非常に少ない工場 ●危険物貯蔵・処理量が非常に少ない施設	○	○	×

※制限内容の詳細は、都市計画課または市ホームページでご確認ください。



勝連地域での特定用途制限地域指定(案)について説明会を開催します。

- 日時：平成25年9月11日(水) 19:00~20:00
- 場所：シビックセンター研修室

※説明会の日時・場所に変更がある場合はホームページ等でお知らせします。

お問い合わせ先

都市計画課

計画係 (石川庁舎2階)

☎965-5620